

社会福祉法人洗心会

特別養護老人ホーム洗心園 運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人洗心会が開設する「介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム洗心園」（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 施設の従業者が、要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人福祉サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び相談・援助等を行うものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 施設は、地域の結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携に努める

（施設の名称及び所在地）

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 特別養護老人ホーム洗心園

（2）所在地 広島県廿日市市丸石二丁目7番47号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者（施設長） 1名（常勤、短期・通所及び居宅と兼務）

管理者（施設長）は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）生活相談員 2名以上（常勤、介護支援専門員と兼務・短期と兼務）

生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従業者に対する技術指導、関係機関との連絡調整等行う。

（3）看護職員 3名以上（常勤、短期と兼務）

看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導

や看護を行う。

- (4) 介護職員 30名以上（短期と兼務）
介護職員は、入所者の介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、入所者の機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (6) 医師 1名（非常勤・短期と兼務）
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (7) 管理栄養士 1名以上（短期と兼務）
管理栄養士は、入所者の栄養指導等の栄養管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上（生活相談員と兼務・短期と兼務）
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成並びに入所者援助を確実にするための業務を行う。
- (9) 事務員 1名以上（短期と兼務）
事務員は、必要な事務を行う。
- (10) 介助員 5名以上（非常勤・短期と兼務）
介助員は、清掃・洗濯及び寝具類の交換作業等を行う。

（入所定員）

第6条 施設の入所定員は、84人とする。

（施設サービスの内容）

第7条 施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴、排泄等の介護
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

（利用料その他の費用の額）

第8条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度

額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

- (1) 居住費 915円/日
- (2) 食費 1,600円/日
- (3) 理髪 理容師による出張サービス1回 1,700円
- (4) 貴重品の管理 1,000円/月
- (5) レクリエーション、クラブ活動 材料代等の実費
- (6) 複写物の交付 1枚10円
- (7) その他施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものの実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第9条 施設利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、又は暴力等他人の迷惑になることをしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、入所者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに家族及び主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第11条 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う、前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第12条 施設は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第15条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。なお、虐待が発生した場合は、すみやかに市町の窓口に通報するとともに、市町等が行う虐待に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の取扱い)

第17条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 月1回
- 2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われ

る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 6 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人洗心会の理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程の実施の日から従前の特別養護老人ホーム洗心園運営規程を廃止する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

社会福祉法人洗心会

洗心園短期入所生活介護事業所 運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人洗心会が開設する洗心園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 3 事業の運営に当たっては、地域の結びつきを重視した運営を行い関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業所との綿密な連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 洗心園短期入所生活介護事業所
- （2）所在地 広島県廿日市市丸石二丁目7番47号
（特別養護老人ホーム洗心園に併設）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（特養・通所及び居宅と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）生活相談員 2名以上（常勤、介護支援専門員と兼務・特養と兼務）
生活相談員は、利用者の生活相談等の業務を行う。
- （3）看護職員 3名以上（常勤、特養と兼務）
看護職員は、利用者の看護を行う。
- （4）介護職員 30名以上（常勤、特養と兼務）
介護職員は、利用者の介護を行う。
- （5）機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の機能の減衰を防止するための訓練を行う。

- (6) 医師 1名（非常勤、特養と兼務）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
- (7) 管理栄養士 1名以上（特養と兼務）
管理栄養士は、利用者の必要な栄養指導等の栄養管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上（生活相談員と兼務・特養と兼務）
介護支援専門員は、利用者援助を確実にするための業務を行う。
- (9) 事務員 1名以上（特養と兼務）
事務員は、必要な事務を行う。
- (10) 介助員 5名以上（非常勤、特養と兼務）
介助員は、清掃・洗濯及び寝具類の交換作業等を行う。

（利用定員）

第6条 利用定員は、16人とする。

（事業の内容）

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴、排泄等の介護
- (3) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康・栄養管理
- (6) 相談・援助
- (7) 送迎

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、廿日市市（宮島・佐伯・吉和地域を除く）の区域とする。

（利用料その他の費用の額）

第9条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。なお、居住費及び食費については、市町村より負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

- (1) 居住費 915円
- (2) 食費 朝食340円 昼食630円 夕食630円
- (3) 送迎料 通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文

書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- （1）利用者は、事前に主治医に連絡すること。
- （2）服用中の薬を持参すること。
- （3）貴重品及び多額の現金を持参しないこと。
- （4）持参物に名前を付けること。
- （5）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- （6）火気の取り扱いに注意すること。
- （7）けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （8）その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、事業実施中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第12条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事業所は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - （1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針を整備する。
 - （2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - （3）事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う、前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 2 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。なお、虐待が発生した場合は、すみやかに市町の窓口に通報するとともに、市町等が行う虐待に対する調査等に協力するよう努めるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備し必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の取扱い)

- 第17条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急

やむを得ない場合には、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 月1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

6 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人洗心会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

- 2 この規程の実施の日から従前の洗心園短期入所生活介護事業所運営規程を廃止する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

社会福祉法人洗心会

洗心園短期入所生活介護事業所（介護予防） 運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人洗心会が開設する洗心園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 3 事業の運営に当たっては、地域の結びつきを重視した運営を行い関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業所との綿密な連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 洗心園短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 広島県廿日市市丸石二丁目7番47号
(特別養護老人ホーム洗心園に併設)

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特養・通所及び居宅と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名以上（常勤、介護支援専門員と兼務・特養と兼務）
生活相談員は、利用者の生活相談等の業務を行う。
- (3) 看護職員 3名以上（常勤、特養と兼務）
看護職員は、利用者の看護を行う。
- (4) 介護職員 30名以上（常勤、特養と兼務）
介護職員は、利用者の介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (6) 医師 1名（非常勤、特養と兼務）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
- (7) 管理栄養士 1名以上（特養と兼務）
管理栄養士は、利用者の必要な栄養指導等の栄養管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上（生活相談員と兼務・特養と兼務）
介護支援専門員は、利用者援助を確実にするための業務を行う。
- (9) 事務員 1名以上（特養と兼務）
事務員は、必要な事務を行う。
- (10) 介助員 5名以上（非常勤、特養と兼務）
介助員は、清掃・洗濯及び寝具類の交換作業等を行う。

（利用定員）

第6条 利用定員は、16人とする。

（事業の内容）

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴、排泄等の介護
- (3) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康・栄養管理
- (6) 相談・援助
- (7) 送迎

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、甘日市市（宮島・佐伯・吉和地域を除く）の区域とする。

（利用料その他の費用の額）

第9条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。なお、居住費及び食費については、市町村より負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

- (1) 居住費 915円
- (2) 食費 朝食340円 昼食630円 夕食630円
- (3) 送迎料 通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して

送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- （1）利用者は、事前に主治医に連絡すること。
- （2）服用中の薬を持参すること。
- （3）貴重品及び多額の現金を持参しないこと。
- （4）持参物に名前を付けること。
- （5）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- （6）火気の取り扱いに注意すること。
- （7）けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （8）その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、事業実施中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第12条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 事業所は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- （1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針を整備する。
- （2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- （3）事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う、前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うもの

とする。

- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必

要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

- (3) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。なお、虐待が発生した場合は、すみやかに市町の窓口に通報するとともに、市町等が行う虐待に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備し必要に応じ見直しを行う。

- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の取扱い)

第17条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 月1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

6 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人洗心会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

2 この規程の実施の日から従前の洗心園短期入所生活介護事業所運営規程（介護予防）を廃止する。

第2条 この規程は、令和 5年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

社会福祉法人洗心会

洗心園短期入所生活介護事業所（障害福祉サービス） 運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人洗心会が開設する洗心園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスの短期入所（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の従業者が、身体障害者（以下「利用者」という。）に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従業者は、利用者の身体その他の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴・排泄及び食事の介護その他必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 洗心園短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 広島県廿日市市丸石二丁目7番47号
(特別養護老人ホーム洗心園に併設)

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特養・通所及び居宅と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名以上（常勤、介護支援専門員と兼務・特養と兼務）
生活相談員は、利用者の生活相談等の業務を行う。
- (3) 看護職員 3名以上（常勤、特養と兼務）
看護職員は、利用者の看護を行う。
- (4) 介護職員 30名以上（常勤、特養と兼務）
介護職員は、利用者の介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (6) 医 師 1名（非常勤、特養と兼務）

医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

(7) 管理栄養士 1名以上(特養と兼務)

管理栄養士は、利用者の必要な栄養指導等の栄養管理を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上(生活相談員と兼務・特養と兼務)

介護支援専門員は、利用者援助を確実にするための業務を行う。

(9) 事務員 1名以上(特養と兼務)

事務員は、必要な事務を行う。

(10) 介助員 5名以上(非常勤、特養と兼務)

介助員は、清掃・洗濯及び寝具類の交換作業等を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、16人とする。

(事業の内容)

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴、排泄等の介護

(3) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(4) 機能訓練

(5) 健康・栄養管理

(6) 相談・援助

(7) 送迎

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施地域は、廿日市市(宮島・佐伯・吉和地域を除く)の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 事業を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額とし、当該指定短期入所が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 その他の費用の額。

(1) 居住費 915円

(2) 食費 朝食340円 昼食630円 夕食630円

(3) 送迎料 通常を送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は、事前に主治医に連絡すること。
- (2) 服用中の薬を持参すること。
- (3) 貴重品及び多額の現金を持参しないこと。
- (4) 持参物に名前を付けること。
- (5) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (6) 火気の取り扱いに注意すること。
- (7) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業実施中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 事業所は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う、前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービ

スの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。
 - （4）前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。なお、虐待が発生した場合は、すみやかに市町の窓口に通報するとともに、市町等が行う虐待に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備し必要に応じ見直しを行う。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体的拘束等の取扱い）

第17条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修 月1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
 - 6 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人洗心会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この規程の実施の日から従前の洗心園短期入所生活介護事業所運営規程（障害福祉サービス用）を廃止する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する

社会福祉法人洗心会

デイサービスセンター洗心園（通所介護）運営規程

第1条 社会福祉法人洗心会が運営するデイサービスセンター洗心園（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所が行う事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業に当たる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第3条 事業の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （2）事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （3）指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びそのものが日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- （4）指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- （5）指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- （6）指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- （7）市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービスセンター洗心園
- （2）所在地 広島県廿日市市丸石二丁目7番47号
（特別養護老人ホーム洗心園に併設）

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、特養・短期及び居宅と兼務）
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）
生活相談員は、利用申込等の調整、通所介護計画作成、家族との連絡調整等行う。
- (3) 介護職員 2名以上
介護職員は、通所介護計画に基づいて適切な介助を行う。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う。
助言等にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、利用者の日常生活上の機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（祝祭日は営業）
年末年始（12月29日午後から翌年の1月3日まで）は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

（利用定員）

第7条 事業所の利用定員は、第1号通所事業も含めて20名とする。

（事業の内容）

第8条 事業者が行う事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活等についての相談、助言
- (2) 機能訓練
- (3) 必要な日常生活上の世話
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供
- (7) 入浴

（利用料その他の費用の額）

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用（通常の事業の実施地域を超えてからおおむね1kmごとに20円）
- (2) 食費 670円/日
（ご利用当日8時30分までに利用中止の連絡がない場合は、食費を徴収させていただきます。）
- (3) オムツ代 実費

- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様とする。
- 4 利用料の支払は、現金又は金融機関口座からの自動引き落としにより、指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、廿日市市（宮島・佐伯・吉和地域を除く）の地域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 主治医からの指示事項がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良などによって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- (4) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定通所介護に当たる従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 管理者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 事業者は、非常災害時に廿日市市消防署及び広島県西部厚生環境事務所厚生課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元大野9区との協力・連携体制を図るため合同避難訓練の実施を行う。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第15条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。なお、虐待が発生した場合は、すみやかに市町の窓口に通報するとともに、市町等が行う虐待に対する調査等に協力するよう努めるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備し必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(通所介護計画の作成等)

- 第18条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 2 通所介護計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(衛生管理)

- 第19条 事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業者は、指定通所介護にあたる従業員の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後6か月以内

- (2) 虐待防止に関する研修 年2回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年2回
 - (4) 認知症ケアに関する研修 年2回
 - (5) 介護予防に関する研修 年1回
- 2 事業所は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務展開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 5 従業員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 6 事業者は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定通所介護を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人洗心会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程の実施の日から従前のデイサービスセンター洗心園（通所介護）運営規程を廃止する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

社会福祉法人洗心会

デイサービスセンター洗心園（第一号通所事業）運営規程

第1条 社会福祉法人洗心会が運営するデイサービスセンター洗心園（以下「事業所」という。）が行う通所介護型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所が行う事業は、高齢者が要支援状態となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業に当たる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第3条 事業の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）通所介護型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （2）事業者自らその提供する通所介護型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （3）通所介護型サービスの提供に当たっては、通所介護型サービスにもとづき、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- （4）通所介護型サービスの提供に当たる従業者は、通所介護型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- （5）通所介護型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- （6）通所介護型サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- （7）市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービスセンター洗心園
- （2）所在地 広島県廿日市市丸石二丁目7番47号
（特別養護老人ホーム洗心園に併設）

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤、特養・短期及び居宅と兼務)
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上(常勤)
生活相談員は、利用申込等の調整、通所介護型サービス計画作成、家族との連絡調整等を行う。
- (3) 介護職員 2名以上
介護職員は、通所介護型サービス計画に基づいて適切な介助を行う。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う。
助言等にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)
機能訓練指導員は、利用者の日常生活上の機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝祭日は営業)
年未年始(12月29日午後から翌年の1月3日まで)は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間 午前9時15分から午後3時15分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、通所介護も含めて20名とする。

(事業の内容)

第8条 事業者が行う事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活等についての相談、助言
- (2) 機能訓練
- (3) 必要な日常生活上の世話
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供

(利用料その他の費用の額)

第9条 通所介護型サービスを提供した場合の利用料の額は、甘日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費が定める要綱によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用(通常の事業の実施地域を超えてからおおむね1kmごとに20円)
- (2) 食費 670円/日

(ご利用当日8時30分までに利用中止の連絡がない場合は、食費を徴収させていただきます。)

(3) オムツ代 実費

(4) 前各号に掲げるもののほか、通所介護型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様とする。

4 利用料の支払は、現金又は金融機関口座からの自動引き落としにより、指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、廿日市市(宮島・佐伯・吉和地域を除く)の地域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 主治医からの指示事項がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良などによって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(4) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所介護型サービスに当たる従業者は、現に通所介護型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業者は、非常災害時に廿日市市消防署及び広島県西部厚生環境事務所厚生課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元大野第9区との協力・連携体制を図るため合同避難訓練の実施を行う。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第15条 通所介護型サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した通所介護型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該

市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、提供した通所介護型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。なお、虐待が発生した場合は、すみやかに市町の窓口に通報するとともに、市町等が行う虐待に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(通所介護型サービス計画の作成等)

第18条 通所介護型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護型サービスを作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護型サービス計画を作成する。

- 2 通所介護型サービス計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(衛生管理)

第19条 事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業者は、通所介護型サービスにあたる従業員の質の向上を図るため、

虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等

が実施する研修や当該事業所内の研修への参加機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修 年2回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年2回
 - (4) 認知症ケアに関する研修 年2回
 - (5) 介護予防に関する研修 年1回
- 2 事業所は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務展開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 5 従業員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 6 事業者は、通所介護型サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日（当該通所介護型サービスを提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人洗心会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程の実施の日から従前のデイサービスセンター洗心園（第1号通所事業）運営規程を廃止する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

社会福祉法人洗心会

居宅介護支援事業所せんしん 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人洗心会が設置運営する居宅介護支援事業所せんしん（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅介護サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設への紹介との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所せんしん
- (2) 所在地 広島県廿日市市丸石二丁目7番47号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特養・短期及び通所と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上(常勤)

介護支援専門員は、第2条の運営方針に基づく業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(木曜日・土曜日はいずれか営業)
ただし12月29日午後から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 相談の場所 特別養護老人ホーム洗心園 相談室
- (2) 課題分析票の種類 標準課題分析項目方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者自宅または特別養護老人ホーム洗心園 相談室
- (4) 居宅訪問頻度 月1回以上
- (5) モリタリングの結果記録 月1回

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整。
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を超えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、廿日市市の区域(宮島・佐伯・吉和地域は除く)とする。

(相談・苦情への対応)

第10条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置

するとともに、必要な措置を講じ、相談・苦情が発生した場合には管理者に報告するものとする。

- 2 利用者又はその家族からの相談・苦情などを受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容を記録するものとする。
- 3 事業所は提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市長村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問、若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第11条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業者は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

- 第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務

継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第15条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所内における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所内において介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に連絡するものとする。

(従業者の研修等)

第17条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修 月1回
- 2 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行う。

(その他)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、社会福祉法

人洗心会の理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

2 この規程の実施の日から従前の居宅介護支援事業所せんしん運営規程を廃止する。